

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令案 新旧対照条文

。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十五号から第九十二号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。 一 第三十三（略） 三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七條第二項に規定する交付金 三十五 九十二（略）	（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十四号から第九十一号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。 一 第三十三（略） 三十四 九十一（略）